

# 障がいに関連するマーク・問合せ先

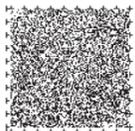
	<b>身体障害者標識（身体障害者マーク）</b> 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せをしたり、必要な車間距離が保てなくなるような車線変更をした運転者は、道路交通法違反となります。	警視庁交通総務課 ☎3581-4321 (代)
	<b>聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）</b> 聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示することを義務づけられているマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せをしたり、必要な車間距離が保てなくなるような車線変更をした運転者は、道路交通法違反となります。	警視庁交通総務課 ☎3581-4321 (代)
	<b>障害者のための国際シンボルマーク（車椅子マーク）</b> このマークは、「障がい者が利用できる建物・施設である」ことを明確に示す世界共通のシンボルマークです。個人所有の自動車にこのマークを表示した場合でも、道路交通法上の規制を免れる等の法的効力はありませんのでご注意ください。	(公財)日本障害者リハビリテーション協会 ☎5273-0601 FAX 5273-1523
	<b>身体障害者補助犬（ほじょけん）啓発マーク</b> 身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬をいいます。「身体障害者補助犬法」が施行され、公共の施設や交通機関、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では身体障害者補助犬の同伴を受け入れる義務があります。	東京都福祉局障害者施策推進部 企画課社会参加推進担当 ☎5320-4147 (内線) 33-241 FAX 5388-1413
	<b>盲人のための国際シンボルマーク</b> 世界盲人連合（WBU）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。例えばこのマークのついた信号機は、視覚障がい者が安全に横断できるようメロディが流れます。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 ☎5291-7885 FAX 5291-7886
	<b>耳マーク</b> 聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合等に使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行等で聞こえない、聞こえにくい人に援助することを示すマークとしても使用されます。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎3225-5600 FAX 3354-0046
	<b>オストメイトマーク</b> 人工肛門・人工膀胱の方（オストメイト）を表すとともに、オストメイトのための設備があることを表しています。オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	公益社団法人 日本オストミー協会 ☎5670-7681 FAX 5670-7682
	<b>ハート・プラスマーク</b> 身体の内部に障がいのある人を表しています。内部障がいは外見からは分かりにくいいため、誤解を受けたり、必要な手助けを受けられなかったりします。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて配慮する必要があります。※このマークは、公的機関が定めた内部障がい者を示すマークではなく、法令等で決められたものではありません。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 ☎080-4824-9928
	<b>ヘルプマーク</b> 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていること知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。都営地下鉄各駅の駅務室等でヘルプマークを配付しています。	東京都福祉局障害者施策推進部 企画課社会参加推進担当 ☎5320-4147 (内線) 33-241 FAX 5388-1413

障がい者福祉のしおり（令和7年9月発行）

# 障がい者福祉のしおり



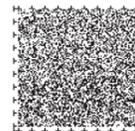
1	制度一覧（65歳未満の方）	P.1
2	窓口案内図	P.8
3	相談窓口一覧	P.14
4	関係機関一覧	P.16
5	手帳	P.18
6	割引	P.21
7	税の控除と減免	P.28
8	手当・年金	P.30
9	医療	P.46
10	社会参加	P.54
11	日常生活	P.60
12	自立支援	P.65
13	各種相談	P.82
14	仕事	P.86
15	住宅	P.87
16	障がい別ページ（視覚、聴覚・言語、知的、精神、高次脳機能、難病）	P.91
17	年齢別ページ（障がい児・65歳以上の方）※制度一覧（65歳以上の方）はP.108～	P.104
18	索引	P.118



障がい者福祉のしおり  
 令和7年9月発行  
 編集・発行  
 板橋区福祉部障がい政策課  
 ☎ 3579-2361 FAX 3579-4159  
 刊行物番号 R07-29

板橋区

令和7年9月発行



ちょっとしたあなたの手助けが障がいのある方の安心につながります

## －「ヘルプカード」がつなぐ安心－

### 「ヘルプカード」とは

「ヘルプカード」は援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。

※東京都が作成しているヘルプマークとは別の物で、配布場所も異なります。



### こんなときに役に立ちます

- 日常的に…ちょっとした手助けがほしいとき
- 緊急のとき…道に迷ってしまったとき、パニックや発作、病気の時
- 災害のとき…災害が発生したとき、それに伴う避難生活が必要なとき

### 活用方法

「ヘルプカード」には氏名・住所・緊急連絡先などを記入することができます。また、手伝ってほしいことなど、一番伝えたいことを記入できる欄があります。手帳やお財布、定期入れの中に入れていただくと安心です。

### 問合せ先

板橋区福祉部障がい政策課計画推進係

☎ 3579-2361 FAX 3579-4159



## はじめに

この冊子の情報は、令和7年9月現在の情報です。

掲載内容が変更になることがありますので、ご了承ください。

この冊子でご案内する内容には、区の制度のほか、国、都、各支援団体、民間のサービスがあります。

また、「障がい者福祉のしおり」は、この冊子版のほか、点字版、録音版（カセットテープ・CD）があります。ご希望の場合は、障がい政策課までご連絡ください。

各ページの下端に視覚障がい者などのための「音声コード」が印字されていますので、スマートフォンアプリ等で聴くことができます。

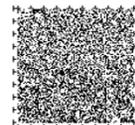
### 障がい政策課連絡先

☎ 3579-2361 FAX 3579-4159

電子メール f-keikaku@city.itabashi.tokyo.jp

### 障がい者福祉に関するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/shogai/index.html>



MEMO

メモ欄の横線